

報道関係者 各位

令和元年9月6日

【照会先】

人材開発統括官付

技能実習業務指導室

室長 平川 雅浩

室長補佐 戸原 智晶

(代表電話)03(5253)1111(内線 5949)

(直通電話)03(3595)3395

技能実習計画の認定の取消しの通知と改善命令を行いました

出入国在留管理庁と厚生労働省は、令和元年9月6日付けで、岩永好明、西山和宏、三郷フーズ株式会社に対し、技能実習計画の認定の取消しを通知しました。

また、株式会社さわ、株式会社日立製作所に対して改善命令を行いました。詳細は、下記のとおりです。

記

<技能実習計画の認定の取消しと改善命令の内容（詳細は別紙1から別紙5）>

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 岩永好明（代表者 岩永 好明）
 - (2) 西山和宏（代表者 西山 和宏）
 - (3) 三郷フーズ株式会社（代表取締役 中井 裕）
- 2 改善命令を行った実習実施者
 - (1) 株式会社さわ（代表取締役 森永 良二）
 - (2) 株式会社日立製作所（代表執行役 東原 敏昭）

3 処分内容

[1 (1)、(3) に対する処分内容]

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第16条第1項第1号の規定に基づき令和元年9月6日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[1 (2) に対する処分内容]

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき令和元年9月6日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

[2 (1)、(2) に対する処分内容]

技能実習法第15条第1項の規定に基づき令和元年9月6日をもって必要な措置を講ずるよう改善命令を行ったこと。

- 別紙1 技能実習計画の認定の取消しの内容（岩永好明）
- 別紙2 技能実習計画の認定の取消しの内容（西山和宏）
- 別紙3 技能実習計画の認定の取消しの内容（三郷フーズ株式会社）
- 別紙4 改善命令の内容（株式会社さわ）
- 別紙5 改善命令の内容（株式会社日立製作所）
- 別紙6 参照条文